

別紙 玉野市協働のまちづくり事業「フォローアップ事業の紹介」

◆フォローアップ事業とは

協働のまちづくり事業を実施するにあたって、書類の作成方法から事業の実施手法まで、幅広く相談やアドバイスなどの伴走支援を受けることのできる事業です。

翌年7月頃には、地域自治活動団体間の交流や連携促進のため、事業交流会を開催します。

※公共用地保全事業は、フォローアップ事業の対象外となります。

◆フォローアップ事業の対象者

補助申請額	フォローアップ事業	
	事前相談会の参加	事業交流会の参加
10万円以上	対象	対象
10万円未満	申請団体の希望による※	対象

※10万円未満の事業では、希望者のみ「事前相談会」に参加可能です。事業について第三者から意見やアドバイスを受ける貴重な機会となりますので、ぜひご参加ください。

◆フォローアップ事業の流れ

1. 申請書提出

提出後、当事業の受託者である「中間支援組織 玉野 SDGs みらいづくりセンター（通称「みらい」）から申請者あてに連絡があり、フォローアップ事業の内容について説明します。

2. 事前相談会への参加

対面形式による相談会を開催します。申請書内容のアドバイスから事業の実施アイデア等まで、幅広くお話しください。相談会の場所や日時は、団体の拠点施設や最寄りの市民センターなど、みらいと申請団体とが相談しながら決定します。

3. 申請書・添付資料の再提出（修正がある場合のみ）

事前相談会を踏まえて、申請書類に変更や修正が生じた場合は、3月下旬までに、修正後の資料を市役所協働推進課に提出してください（修正がない場合は、再提出不要です）。

4. 交付決定後、事業開始

事業を進める中で生じる、悩みごとや困りごとについては、相談窓口として、みらいがお話を聞き、アドバイスを行いますので、随時ご相談ください（伴走型相談支援事業）。

5. 事業の終了

事業が終了しましたら「実績報告書」を市役所協働推進課へ提出してください。実績報告書の作成については、みらいに相談可能です。

6. 事業交流会の参加（翌年7月頃）

他の地域活動団体との交流促進のため、活動内容を発表いただく交流会を開催します。

◆連絡先 玉野市協働のまちづくり事業 フォローアップ事業受託業者

中間支援組織 玉野 SDGs みらいづくりセンター 理事長 東 りえ
電話：090-1356-3655 アドレス：rie_higashi@mx9.kct.ne.jp